



～「働き方改革」知らないとコワイ、制度や仕組み～ 「働き方改革関連法への対応策」セミナー（東京会場） 開催案内

「働き方改革」は、人生100年時代を見据えて「誰しものが・いくつになっても活躍できる社会の構築」により、労働生産性を向上させ、日本経済の底上げを目指す政策です。

既に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が施行され、多くのゴルフ場で就業規則等の整備が既に進められていることとご拝察申し上げます。

今般、厚生労働大臣より、単に法令を遵守するだけでなく、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた働き方のできる職場環境づくりを進める必要がある」との要請が出されました。

したがって、ゴルフ場業界の働き方改革関連法への対応について、法解釈・好事例の紹介・活用可能な各種助成金等を経験豊富な社会保険労務士によるセミナーを開催することといたしました。

【厚生労働大臣より要請】

『長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組みに関する要請』

■過重労働による健康障害を防止するために

- ①時間外・休日労働時間等を削減
- ②年次有給休暇の取得促進
- ③労働者の健康管理に係る措置の徹底

■賃金不払い残業を解消するために

- ①職場風土の改善
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制の整備

【セミナー】

働き方改革関連法への理解度を高め、企業内諸規定等の整備を徹底し、時間外労働の削減や賃金引上げを目指す取組みを促進することを目的とする。

日時 2022年1月12日(水) 13:30～15:30 受付 13:00～

場所 「AP 東京八重洲」10階ルーム X

東京都中央区京橋 1-10-7 KPP 八重洲ビル 10階

参加費 無料

定員 50名(定員になり次第締め切ります)

申込み 別紙にて日本ゴルフ場経営者協会へ申込み (申込期限:2022年1月10日)

主な内容(内容は変更する場合があります)

- ①労働時間(時間外労働時間含む)の短縮
- ②年次有給休暇取得率向上に向けた改善策
- ③就業規則の改訂について
- ④関連する実用的な助成金について
- ⑤「労働施策推進法」(ハラスメント対策)への対応(職場環境の改善)

質疑応答

順次施行されている「働き方改革関連法」より、多くの変革が求められているため、会員各位、並びにゴルフ場事業者にご理解を深めて頂くために、多くの皆様のご参加を賜りますようお願い申し上げます。

2021年12月

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会 事務局